

平成 29 年 7 月 21 日

お客さま各位

東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号
丸紅新電力株式会社

電気需給約款(特別高圧・高圧)変更のお知らせ

平素より、丸紅新電力をご利用いただき誠にありがとうございます。

平成 29 年 8 月 1 日より電気需給約款(特別高圧・高圧)の内容を一部変更いたします。変更の詳細については、別紙をご参照ください。

【変更概要】

- ① 東京パワーグリッド管内における分散検針の開始に伴い、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の適用期間を変更いたしました。
- ② その他、一部文意の明確化を図るために軽微な変更をいたしました。

【変更後の約款】

URL : <https://denki.marubeni.co.jp/biz/agreement/>

なお、東京電力パワーグリッド管内における上記①につきましては、分散検針が開始となりました平成 29 年 1 月 2 日に遡って適用するものといたします。今回の変更については現状のお取引の実態にあわせて変更を行うものであり、実務上の変更点はございません。お客様にてのご対応も不要です。

以上

1. 効力発生時期

平成 29 年 8 月 1 日

2. 変更内容 (下線部が変更、追記部分となります)

第 2 条第 3 項第 3 号

(変更前)

(3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

(変更後)

(3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。

第 6 条第 1 項第 1 号(a)

(変更前)

(a) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

(変更後)

(a) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、当社から電気の供給を受ける前より引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、当社から電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上当社から受けた電気の供給とみなします。

別紙 2 の 3 項

(変更前)

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その算定された年の 4 月 1 日からその翌年の

3月31日までの期間に使用される電気に適用します。

(変更後)

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その算定された年の5月1日からその翌年の4月30日までの期間に使用される電気に適用します。

3. 効力発生時期

平成 29 年 8 月 1 日

4. 変更内容 (下線部が変更、追記部分となります)

第 2 条第 3 項第 3 号

(変更前)

(3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

(変更後)

(3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。

第 6 条第 1 項第 1 号(a)

(変更前)

(a) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

(変更後)

(a) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、当社から電気の供給を受ける前より引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、当社から電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上当社から受けた電気の供給とみなします。

別紙 2 の 3 項

(変更前)

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その算定された年の 4 月 1 日からその翌年の

3月31日までの期間に使用される電気に適用します。

(変更後)

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その算定された年の5月1日からその翌年の4月30日までの期間に使用される電気に適用します。

1. 効力発生時期

平成 29 年 8 月 1 日

2. 変更内容 (下線部が変更、追記部分となります)

表紙

(変更前)

東京電力管内

(変更後)

東京電力パワーグリッド管内

第 1 条第 1 項

(変更前)

1. この電気需給約款(以下「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約書(これに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。)を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である東京電力株式会社(事業の全部の譲渡、合併または会社分割(一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。))によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。以下「一般送配電事業者」といいます。)の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

(変更後)

1. この電気需給約款(以下「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約書(これに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。)を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である東京電力パワーグリッド株式会社(以下「一般送配電事業者」といいます。)の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。

第 2 条 3 項第 3 号

(変更前)

(3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

(変更後)

- (3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。

第 6 条第 1 項第 1 号(a)

(変更前)

- (a) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

(変更後)

- (a) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、当社から電気の供給を受ける前より引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、当社から電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上当社から受けた電気の供給とみなします。

第 10 条第 4 項第 1 号

(変更前)

- (1) 当社はその 1 月における電気料金をその月の末日から 15 日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後 30 日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の 27 日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。

(変更後)

- (1) 当社はその 1 月における電気料金を計量日の前日が属する月の末日から 15 日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後 30 日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の 27 日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。

附則

(追加)

附則 本約款は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。なお、本約款のうち、別紙 1 の 1.(3)および別紙 2 の 3.については、平成 29 年 1 月 2 日に遡って適用します。

別紙 1 の 1.(3)

(変更前)

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月末日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間

毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間
---------------------------------	--------------------------------

(変更後)

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

ただし、計量日が毎月初日のお客様については、以下の各月の計量日はその月の翌月の初日といたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の <u>5 月の計量日</u> から 6 月の計量日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の <u>6 月の計量日</u> から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の <u>7 月の計量日</u> から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の <u>8 月の計量日</u> から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の <u>9 月の計量日</u> から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の <u>10 月の計量日</u> から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の <u>11 月の計量日</u> から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の <u>12 月の計量日</u> から 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の <u>1 月の計量日</u> から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の <u>2 月の計量日</u> から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の <u>3 月の計量日</u> から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	翌年の <u>4 月の計量日</u> から 5 月の計量日の前日までの期間

別紙2の3.

(変更前)

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その算定された年の4月1日からその翌年の3月31日までの期間に使用される電気に適用します。

(変更後)

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その算定された年の4月の計量日からその翌年の4月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

ただし、計量日が毎月初日のお客様については、4月の計量日を5月1日とします。

5. 効力発生時期

平成 29 年 8 月 1 日

6. 変更内容 (下線部が変更、追記部分となります)

第 2 条第 3 項第 3 号

(変更前)

(3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

(変更後)

(3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。

第 6 条第 1 項第 1 号(a)

(変更前)

(a) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

(変更後)

(a) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、当社から電気の供給を受ける前より引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、当社から電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上当社から受けた電気の供給とみなします。

別紙 2 の 3 項

(変更前)

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その算定された年の 4 月 1 日からその翌年の

3月31日までの期間に使用される電気に適用します。

(変更後)

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その算定された年の5月1日からその翌年の4月30日までの期間に使用される電気に適用します。

7. 効力発生時期

平成 29 年 8 月 1 日

8. 変更内容 (下線部が変更、追記部分となります)

第 2 条第 3 項第 3 号

(変更前)

(3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

(変更後)

(3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。

第 6 条第 1 項第 1 号(a)

(変更前)

(a) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

(変更後)

(a) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、当社から電気の供給を受ける前より引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、当社から電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上当社から受けた電気の供給とみなします。

別紙 2 の 3 項

(変更前)

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その算定された年の 4 月 1 日からその翌年の

3月31日までの期間に使用される電気に適用します。

(変更後)

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その算定された年の5月1日からその翌年の4月30日までの期間に使用される電気に適用します。

9. 効力発生時期

平成 29 年 8 月 1 日

10. 変更内容 (下線部が変更、追記部分となります)

第 2 条第 3 項第 3 号

(変更前)

(3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

(変更後)

(3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。

第 6 条第 1 項第 1 号(a)

(変更前)

(a) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

(変更後)

(a) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、当社から電気の供給を受ける前より引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、当社から電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上当社から受けた電気の供給とみなします。

別紙 2 の 3 項

(変更前)

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その算定された年の 4 月 1 日からその翌年の

3月31日までの期間に使用される電気に適用します。

(変更後)

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その算定された年の5月1日からその翌年の4月30日までの期間に使用される電気に適用します。

11. 効力発生時期

平成 29 年 8 月 1 日

12. 変更内容 (下線部が変更、追記部分となります)

第 2 条第 3 項第 3 号

(変更前)

(3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

(変更後)

(3) 上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明すること、および契約変更後の書面交付をしないこととします。

第 6 条第 1 項第 1 号(a)

(変更前)

(a) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

(変更後)

(a) 新たに電気の供給を受ける場合は、当社からの供給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と当社からの供給開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。ただし、当社から電気の供給を受ける前より引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、当社から電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上当社から受けた電気の供給とみなします。

別紙 2 の 3 項

(変更前)

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その算定された年の 4 月 1 日からその翌年の

3月31日までの期間に使用される電気に適用します。

(変更後)

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その算定された年の5月1日からその翌年の4月30日までの期間に使用される電気に適用します。